

池田町立図書館寄贈資料受入基準

平成27年2月20日

池田町立図書館

1. この基準は池田町立図書館資料収集方針（以下「収集方針」という。）に基づき、池田町立図書館（以下「図書館」という。）の寄贈資料の受入れについて明記する。
2. 図書館で寄贈の受入ができる資料は、次のとおりとする。
 - (1) リクエストが多いもの
 - (2) 文学書・児童書
 - (3) 実用書（料理・手芸・旅行ガイドなど）
 - (4) 地域資料、行政資料、池田町と特に関わりの深い資料
 - ア 池田町に関する歴史や地理、伝統文化や産業についての資料
 - イ 町内在住の方、出身の方の著作物で重要と認めた資料
 - ウ 町内のグループや機関が作成した調査資料や同人誌
 - エ 入手困難な池田町に関する貴重資料
 - (5) その他、館長が必要と認めた資料
3. 図書館で寄贈の受入ができない資料は、次のとおりとする。ただし、館長が必要と認めたときはこの限りではない。
 - (1) 汚破損のひどいもの、書き込みがあるもの
 - (2) 百科事典、専門書
 - (3) 参考書、問題集
 - (4) 雑誌、マンガ、ゲーム攻略本
 - (5) 説明書、マニュアル本
 - (6) その他、収集方針から除外されるもの
4. 寄贈後、受入資料は開架、閉架いずれかで図書館の蔵書として取り扱う。ただし、複数所蔵のあるもの、類書の多いもの、また図書館の蔵書として受入れできない場合は、リサイクル資料として活用する。
5. 寄贈資料の取り扱いについては、図書館に一任する。

6. その他、寄贈資料の受入れに関し必要な事項は、館長が定める。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。